

「富士の国やまなし観光PR強化事業」業務委託

企画提案実施要領

平成27年6月

山梨県観光部 観光企画・ブランド推進課

目 次

1 . 企画提案を求める業務の概要	1
2 . 企画提案の参加資格	2
3 . 質問	3
4 . 企画提案書	4
5 . 審査及び結果通知	5
6 . 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング.....	5
7 . 契約	6
8 . 企画提案の無効	6
9 . その他	6

1. 企画提案を求める業務の概要

(1) 提案を求める理由

本県は平成27年1月から㈱サンリオのキャラクター「ハローキティ」を「富士の国やまなし観光ナビゲーター」に任命し、県作成のチラシやポスター、パンフレット等で活用すると共に、県外でのイベント等でグリーティングを行っている。

(参考：<http://www.yamanashi-kankou.jp/kitty/index.html>)

平成27年度は、より強力に県内への誘客促進を行うことを目的とし、ハローキティを活用して東京・名古屋・大阪での周知を図り、本県の魅力を発信するとともに、県内の周遊観光に繋げる仕組み作りを行うため、企画提案を求めるものである。

(2) 名称

富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託

(3) 委託内容

ハローキティを活用して山梨のPR等を行う。

- ・東京・大阪・名古屋で実施する県や機構のイベントを活用し、本県のイメージアップを図る企画の実施。
- ・本県の魅力をPRし、県内への誘客及び周遊観光が促進されるような企画の実施。
- ・想定イベント
 - ・東京：9月26日～27日「ツーリズムEXPOジャパン2015」(東京ビッグサイト)
山梨県・やまなし観光推進機構・富士五湖観光連盟合同で4ブース分出展
 - ・大阪：9月2日～15日「(仮)山梨フェア(ブドウ)」(高島屋大阪店)
 - ・名古屋：9月3日～8日「山梨の物産と観光展in名古屋」(丸栄百貨店)

【注意事項】

ハローキティの使用方法については、事前に確認が必要となります(チラシ、ポスターでの使用は確認不要)。

下記までメールにてお問い合わせください。

なお、この件に関する確認期限は6月24日(水)午後5時とし、各者に対して個別に回答します。

ハローキティの細かいデザインについては、事業実施の段階で㈱サンリオに確認しますので、この段階では確認不要です。

ただし、大きなアレンジをする場合は事前にご確認ください。

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 やまなしブランド推進担当

メールアドレス：kankou-k@pref.yamanashi.lg.jp

件名：「ハローキティの使用に関する確認(貴社名)」

(4) 実施時期

平成27年度(ただし、秋をPR強化期間とする)

(5) 予算上限額

金20,000千円(消費税及び地方消費税を含む)。

(6) 選定スケジュール

プロポーザル募集開始	平成27年 6月 5日(金)
質問票受付期限	平成27年 6月12日(金)
参加資格確認申請書提出期限	平成27年 6月12日(金)
参加資格審査結果通知	平成27年 6月15日(月)以降
ハローキティの使用に関する確認期限	平成27年 6月24日(水)
企画提案書提出期限	平成27年 7月 1日(水)
審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	平成27年 7月 2日(木) ~ 7月 3日(金)を予定
審査結果通知、受託候補者特定	平成27年 7月上旬を予定

2. 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出(正本1部及び副本1部)し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 企画提案参加資格

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

過去5年以内に国又は地方公共団体からの委託業務を受託した実績を有する者であること。

山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 申請書に添付する書類

申請書に次のものを添付すること。

誓約書（様式第2号）

会社概要等整理表（様式第3号）

会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

受託実績整理表 同種業務実績確認（様式第4-1号）

山梨県内受託実績確認（様式第4-2号）

実施体制表（様式第5号）

配置予定者調書（様式第6号）

(3) 提出期限

平成27年6月12日（金）午後5時

提出は山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(4) 提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2階

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 やまなしブランド推進担当

電話番号（直通） 055-223-8876

FAX番号 055-223-1574

(5) 提出方法

提出は、持参または郵送書留・宅配により行い、期限までに必着のこと。

(6) 結果通知

参加資格審査結果は、平成27年6月15日（月）以降に、すべての申請者に対し郵送にて通知する。

3. 質問

(1) 質問方法及び質問送付先

本業務内容に対し質問がある場合には、質問票（様式第7号）に記載の上、電子メールにて次の宛先に送信すること。

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 やまなしブランド推進担当

メールアドレス：kankou-k@pref.yamanashi.lg.jp

件名：「富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託に関する質問（貴社名）」

(2) 受付期限

平成27年6月12日（金）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、申請書の提出があった者すべてに対し電子メールにて行うが、プロポーザルの参加資格関係の質問は、各質問者に対して個別に回答する。

(4) 留意事項

- ・ 質問の内容は簡潔で分かりやすくすること。
- ・ 質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかに確認の上、メールにて返信すること。

4. 企画提案書

企画提案書は次により提出すること。

(1) 企画提案書の規格

- ・ 表紙には様式第8号を用いること。
- ・ A4判縦型横書き左綴じとすること。A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。(枚数は20ページ以内とすること)
- ・ 日本語表記で10.5ポイント以上であること。

(2) 見積書(様式は任意)

金額(消費税及び地方消費税を含む)及び積算内訳を記載すること。

見積額は、1(4)の予算上限額の範囲内とする。

(3) 提出部数及び提出方法

書面で4(1)を正本1部・副本7部、4(2)を正本1部・副本7部を提出するとともに、電子媒体としてCD-ROM等に格納し提出すること。

提出は、持参または郵便書留・宅配により行い、期限までに必着のこと。

(4) 提出期限

平成27年7月1日(水)午後5時

提出は県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(5) 提出場所

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2階

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 やまなしブランド推進担当

電話番号(直通) 055-223-8876

FAX番号 055-223-1574

5. 審査及び結果通知

(1) 審査

本業務におけるプロポーザルに係る審査は、本県職員等から構成される富士の国やまなし観光PR強化事業業務委託に係る企画提案審査会が行う。

提案内容及び経費等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を最優秀提案者とする。

最高得点の者が同点の場合、経費の見積等を総合的に判断し、最優秀提案者を選定する。

(2) 審査方法

審査

(ア) 審査では、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。

(6 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングを参照のこと)

(イ) 結果通知

- ・ 審査結果は、企画提案書の提案者全員に文書にて7月上旬に通知する。

その他

- ・ 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- ・ 総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は最優秀提案者に選定しないことがある。

6. 企画提案のプレゼンテーション・ヒアリング

企画提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時

平成27年7月2日(木)～7月3日(金)を予定しているが、詳細は別途連絡する。

(2) 場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県庁内(詳細は別途連絡する。)

(3) プレゼンテーション・ヒアリングの時間

40分程度(提案書説明20分、質疑応答20分、入退室時間を含む)

提案書説明については、20分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

(4) その他

企画提案の説明及び質疑応答は、実施体制表に記載した者のうち主担当者となる者が行うこととし、入室は4名以内とする。

会場には県側でプロジェクタ及びスクリーンを用意する。

プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

プレゼンテーションは、提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

7. 契約

審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、優先交渉権者が契約締結までの間に2(1)の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

8. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員または担当部局職員に対して、直接または間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- (6) 本実施要領に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・本要領に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 2件以上の企画提案をした者

9. その他

- (1) 企画提案において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書(様式第9号)」を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはいししない。

- (4) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (5) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 配置予定担当者の変更は、業務完了まで病休・死亡・退職等の県が認める理由のほかは認めない。
- (7) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (8) 特定された企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (9) 参加表明及び企画提案に関する説明は行わない。
- (10) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。

企画提案参加資格確認申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の提案に参加する資格について、確認されたく関係書類を添えて申請します。

1 提案に付する事業名 富士の国やまなし観光PR強化事業業務

2 添付書類

誓約書（様式第2号）

会社概要等整理表（様式第3号）

会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

受託実績整理表 官公庁との契約実績確認（様式第4-1号）

山梨県内での受託実績確認（様式第4-2号）

実施体制表（様式第5号）

従事者配置予定者調書（様式第6号）

電話

FAX

E-mail

担当者名

誓 約 書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

私は、次の事項について誓約します。

なお、3及び4に関して県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)ではありません。
- 3 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 4 3の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 5 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」による指名停止措置期間中の者ではありません。

会社概要等整理表

企 画 提 案 者	会社（団体）名	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
	ホームページアドレス		電話番号（内線）
			F A X
			E-mail

設 立 年 月		資本金（億円）	
売上金（億円）		従業員数（人）	
契約を担当する 事業所（商号又 は名称、所在地、 代表者の役職・ 氏名）		関 連 会 社	

会社概要など参考となる資料がありましたら添付してください。

受 託 実 績 整 理 表

提出者名

官公庁との契約実績確認

業 務 名			
発 注 機 関 名			
契 約 金 額			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
当該業務における 貴社のセールスポ イント			

記載件数は、3件以内とすること。（代表実績から順に記入）

平成22年4月以降に完了した業務実績を記入すること。

業務実績は元請けとして契約した業務を対象とすること。

契約書の写し（鏡のみ）を添付すること。

なお、記載した実績に不備あるいは不十分な点がある場合、参加資格を認めないことがある。

行が不足する場合には、行を挿入して記載すること。

受 託 実 績 整 理 表

提出者名

山梨県内での受託実績確認

発注機関の種類 (対象欄に を記入)	・山梨県 ・山梨県内の市町村 ・国の出先機関 ・その他	・山梨県 ・山梨県内の市町村 ・国の出先機関 ・その他	・山梨県 ・山梨県内の市町村 ・国の出先機関 ・その他
業 務 名			
発 注 機 関 名			
契 約 金 額			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
当該業務における 貴社のセールスポ イント			

記載件数は、3件以内とすること。(代表実績から順に記入)

平成22年4月以降に完了した業務実績を記入すること。

業務実績は元請けとして契約した業務を対象とすること。

契約書の写し(鏡のみ)を添付すること。

なお、記載した実績に不備あるいは不十分な点がある場合、参加資格を認めないことがある。

行が不足する場合には、行を挿入して記載すること。

実施体制表

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「富士の国やまなし観光PR強化事業業務」について、実施体制を次のとおりとし、本業務を遂行するため必要とされる経験等を有する者を従事させることができることを証明します。

1 実施体制（社内）

所属	氏名	職種・資格 (取得年月日)	経験 年数	実施体制上の役割	主な業務経験

所属欄は、社内における所属部署名を記入すること。

配置を予定している担当者について記入すること。記入欄が不足する場合は、欄を追加して記載すること。

業務担当者が複数の場合は、主たる担当者、これに準ずる立場の担当者の順で記入すること。

2 実施体制（外部協力者）

会社名 (協力事業者名)	氏名	職種・資格 (取得年月日)	経験 年数	実施体制上の役割	主な業務経験

外部協力事業者がある場合に記入すること。

配置予定者調書（業務責任者）

氏名		生年月日 年 月 日（ 歳）		
所属・役職				
保有資格等	実務経験年数（ 年）			
・	(登録番号：)		(取得年月日： 年 月 日)	
・	(登録番号：)		(取得年月日： 年 月 日)	
・	(登録番号：)		(取得年月日： 年 月 日)	
主な業務実績（3件まで記入）				
業務名	発注者名	業務概要	履行期間	
		(として従事)		
		(として従事)		
		(として従事)		
手持業務の状況（平成27年6月1日現在のものについて記入）				合計（ ）件
業務名	発注者名	業務概要	履行期間	契約金額
		(として従事)		
		(として従事)		
		(として従事)		
		(として従事)		
		(として従事)		

記入欄が不足する場合は、欄を追加して記載すること。

業務実績については、代表実績から順に記入すること。

業務実績については、平成22年4月以降に完了した業務実績を記入すること。

プロポーザル方式による本業務以外の業務で配置予定者として特定された未契約業務がある場合は、手持業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記すること。

富士の国やまなし観光PR強化事業業務に関する質問票

山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 やまなしブランド推進担当 宛
E-mail : kankou-k@pref.yamanashi.lg.jp
送付日： 平成 年 月 日

会社名		所在地	
所属部署名		TEL	
		FAX	
質問者氏名		E-mail	

質問の先頭には、ページ及び項番等を明示すること。

質問内容は、事項ごとに別葉で作成すること。

質問の受付期限は平成27年6月12日（金）午後5時までとする。

企 画 提 案 書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「富士の国やまなし観光PR強化事業業務」について、別添のとおり企画提案書を提出します。

電 話
F A X
E-mail
担当者名

辞 退 届 出 書

平成 年 月 日

山梨県知事 後藤 齋 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

「富士の国やまなし観光PR強化事業業務」について、応募を辞退します。

電 話
F A X
E-mail
担当者名